

議案第 8 号

令和3年度浦添市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度浦添市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 排水戸数 | 49,265 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 12,244,860 m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 33,547 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| | 公共下水道整備事業(市内一円)、国道58号拡幅に伴う下水道施設(雨水)
移設事業 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	1,859,667 千円
第1項	営業収益	1,208,577 千円
第2項	営業外収益	651,090 千円

支 出

第1款	下水道事業費用	1,801,792 千円
第1項	営業費用	1,724,816 千円
第2項	営業外費用	45,805 千円
第3項	特別損失	14,671 千円
第4項	予備費	16,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 254,878千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,347千円、当年度分損益勘定留保資金239,531千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資本的収入	2,782,478 千円
第1項	企業債	600,700 千円
第2項	補助金	2,019,366 千円
第3項	他会計借入金	130,000 千円
第4項	他会計出資金	32,244 千円
第5項	その他資本収入	168 千円

支 出

第1款	資本的支出	3,037,356 千円
第1項	建設改良費	2,694,540 千円
第2項	企業債償還金	301,616 千円
第3項	他会計借入金償還金	10,000 千円
第4項	投資	1,200 千円
第5項	予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
下水道事業会計業務支援委託料	令和3年度から令和4年度まで	1,777 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	448,600	普通貸借又は証券発行 (但し、登録債とする。)	年5%以内 (但し、利率見直し方式で借り入れる資金において、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内の償還、その他借り入れ先の融資条件による。但し、財政の都合により繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
流域下水道事業	152,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 189,994 千円

(一般会計からの補助金)

第10条 下水道事業を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
139,070千円である。

令和3年2月24日提出

浦添市長 松本 哲治